

岩手県水産基盤整備方針 (案)



漁港・漁場・漁村の整備（水産基盤整備）の着実な実施により、
東日本大震災津波からの復興を果たすとともに、
持続的な水産業の発展を支え、快適で安全な漁業地域の確立を目指します。

平成 27 年〇月
岩手県農林水産部

～目次～

1	「岩手県水産基盤整備方針」策定の趣旨	1
2	本方針の位置付け	2
3	いわての水産業	3
	(1) いわての水産業の概要	3
	(2) いわての水産基盤整備の状況（大震災津波前まで）	3
4	施策の体系と展開方向	5
	(1) 施策の体系	5
	(2) 展開方向	6
5	取組事項	9
	(1) 基本的な考え方	9
	(2) 取組事項	11
	(3) 具体的な取組内容	12
6	本方針の推進に当たり配慮すべき事項	16

《参考資料》

1	事業体系	参考－1
2	主な事業の概要	参考－2
3	漁港・漁場・漁村（水産基盤施設）の概念図	参考－4

1 「岩手県水産基盤整備方針」策定の趣旨

水産業は本県沿岸地域経済を支える基幹産業であり、これまで県及び沿岸市町村では、水産関係団体等と連携して漁業や水産加工業に関する各種水産振興施策と併せ水産業の基盤となる漁港・漁場・漁村の整備（以下「水産基盤整備」という。）を推進してきました。

本県の水産基盤整備は、「岩手県水産基盤整備基本計画（平成14年3月策定）」等に基づき、漁港・漁場・漁村ごとの整備計画を策定し、計画的に施設整備を進めてきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波（以下「大震災津波」という。）により壊滅的な被害を受けました。

大震災津波発生直後から、本県では漁業者や水産関係団体、市町村、国等と緊密に連携しながら、漁港施設等の復旧に取り組んでおり、一部の漁港では既に復旧工事が完了しています。また、復旧工事が完了していない漁港でも、目に見える形で復旧が進んでおり、平成27年度の復旧完了を目指し、関係者一丸となって、取り組んでいるところです。

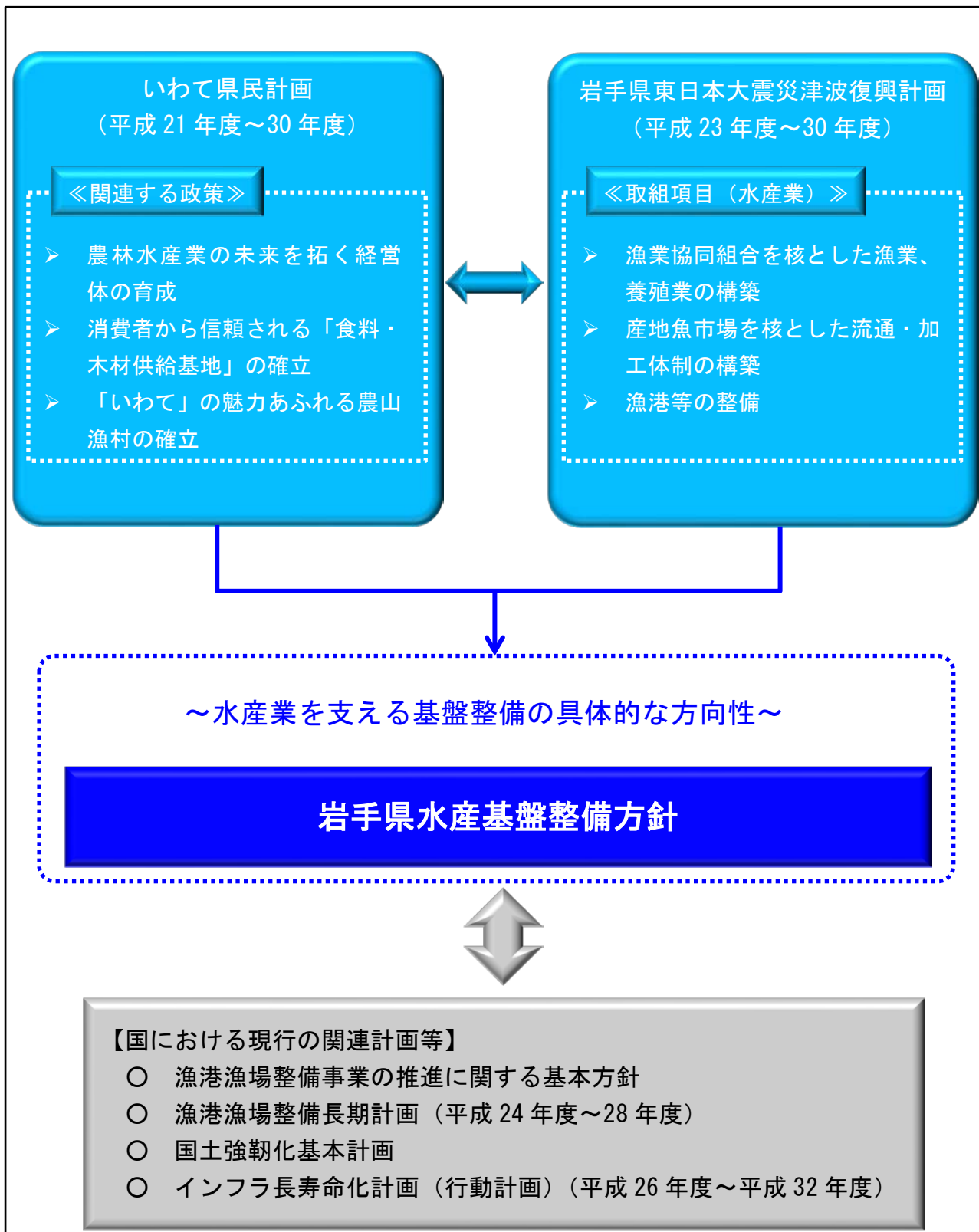
一方、国においては、平成24年3月に「災害に強く安全な地域づくりの推進」、「水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進」、「豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進」を重点課題に掲げた新たな漁港漁場整備長期計画（平成24～28年度）を策定しています。

本県においては、大震災津波から4年目を迎え、復旧に全力に取り組んでいるところではありますが、地域ニーズや国の動向等を踏まえ、今後の水産業の復興に向けた水産基盤整備を重点的に推進していく必要があります。

このため、社会経済情勢や水産施策の動向、水産業再生の方向性を踏まえ、漁港漁場整備法や国が策定した漁港漁場整備長期計画等との整合を図りつつ、地域ニーズに基づき、本県の今後の水産基盤整備の具体的な方向性を示す、「岩手県水産基盤整備方針」（以下「本方針」という。）を策定するものです。

2 本方針の位置付け

本方針は、「いわて県民計画」における「いわての未来をつくる7つの政策」のうち、「農林水産業～「食と緑の創造県いわて」の実現～」及び「岩手県東日本大震災津波復興計画」のうち、「なりわいの再生」を着実に推進するため、平成30年度までの水産基盤整備に係る具体的な方向性を示すものです。



3 いわたの水産業

(1) いわたの水産業の概要

本県の沖合は、津軽暖流・親潮・黒潮の3海流が複雑に交錯し、世界でも有数の好漁場が形成されています。

主な漁業形態は、秋サケを主体とした定置網漁業、サンマ棒受網漁業、イサダ船曳網漁業等の沖合・沿岸漁業やワカメ・コンブ・カキ・ホタテガイ等の海面養殖業となっています。

また、本県では、サケ、アワビ、ウニ等の栽培漁業やワカメ、コンブ、カキ、ホタテガイ等の海面養殖業を積極的に推進しており、これらの「つくり育てる漁業」の生産量、生産額は、ともに沿岸漁業の7割と、非常に高い割合を占めています。

特に、ワカメやカキなどの海面養殖業は、無給餌型であるため、環境への負荷が小さく、清浄な海域が保全されています。

加えて、産地魚市場の背後には多くの水産加工場が立地しており、漁業と水産加工業が両輪となり、沿岸域の地域経済を支えています。

本県の漁業生産は、東日本大震災津波前の平成22年から過去10年間の漁業生産量約20万トン程度、生産額は約400億円程度で推移していました。震災年である平成23年については、生産量及び生産金額ともに大幅に落ち込んでおりましたが、関係者の懸命な取組により、平成26年には、約8割程度まで回復してきています。

(2) いわたの水産基盤整備の状況（大震災津波前まで）

水産基盤は、漁業生産を行うための基盤である「漁港」、「漁場」、「漁村」の総称であり、安全かつ効率的な漁業生産に資するため、これまで計画的に整備を進めてきました。

ア 漁港の整備

- ・ 本県沿岸域の約708kmに及ぶ海岸線には、県管理、市町村管理合わせて大小111の漁港が指定されています。
- ・ 昭和25年の漁港法制定以来、本格的な漁港整備が始まり、漁獲物の陸揚げ作業の安全性や効率性の向上に資するため、防波堤、岸壁等の整備を進めてきました。

(漁港指定状況)

種別	内容	漁港数	(管理者別)	
			県	市町村
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	83	3	80
第2種	その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	23	23	0
第3種	その利用範囲が全国的なもの	4	4	0
第4種	漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	1	1	0
計		111	31	80

イ 漁場の整備

- ・ 昭和49年の沿岸漁場整備開発法制定以来、沿岸域の生産力向上やつくり育てる漁業の推進、漁業生産活動の効率化を目指し、これまでに沖合への魚礁や地先海域への増殖場を、524箇所で開催を進めてきました。

(漁場の整備箇所及び面積)

	箇所数	整備面積
魚礁	394 箇所	12,001ha
増殖場	130 箇所	661ha
計	524 箇所	12,662ha

ウ 漁村の整備

- ・ 漁港の背後に位置する本県の漁業集落は183集落あり、集落人口は沿岸12市町村の人口の約3割を占めています。
- ・ 昭和53年度から、集落道や漁業集落排水施設(下水道)など、漁村の生活環境の改善に取り組み、特に漁村の生活環境の改善に大きく寄与する漁業集落排水施設については28地区で開催を進めてきました。

(漁業集落排水施設の整備地区及び整備集落)

	地区数	集落数	実施市町村数
漁業集落排水施設	28 地区	45 集落	10 市町村

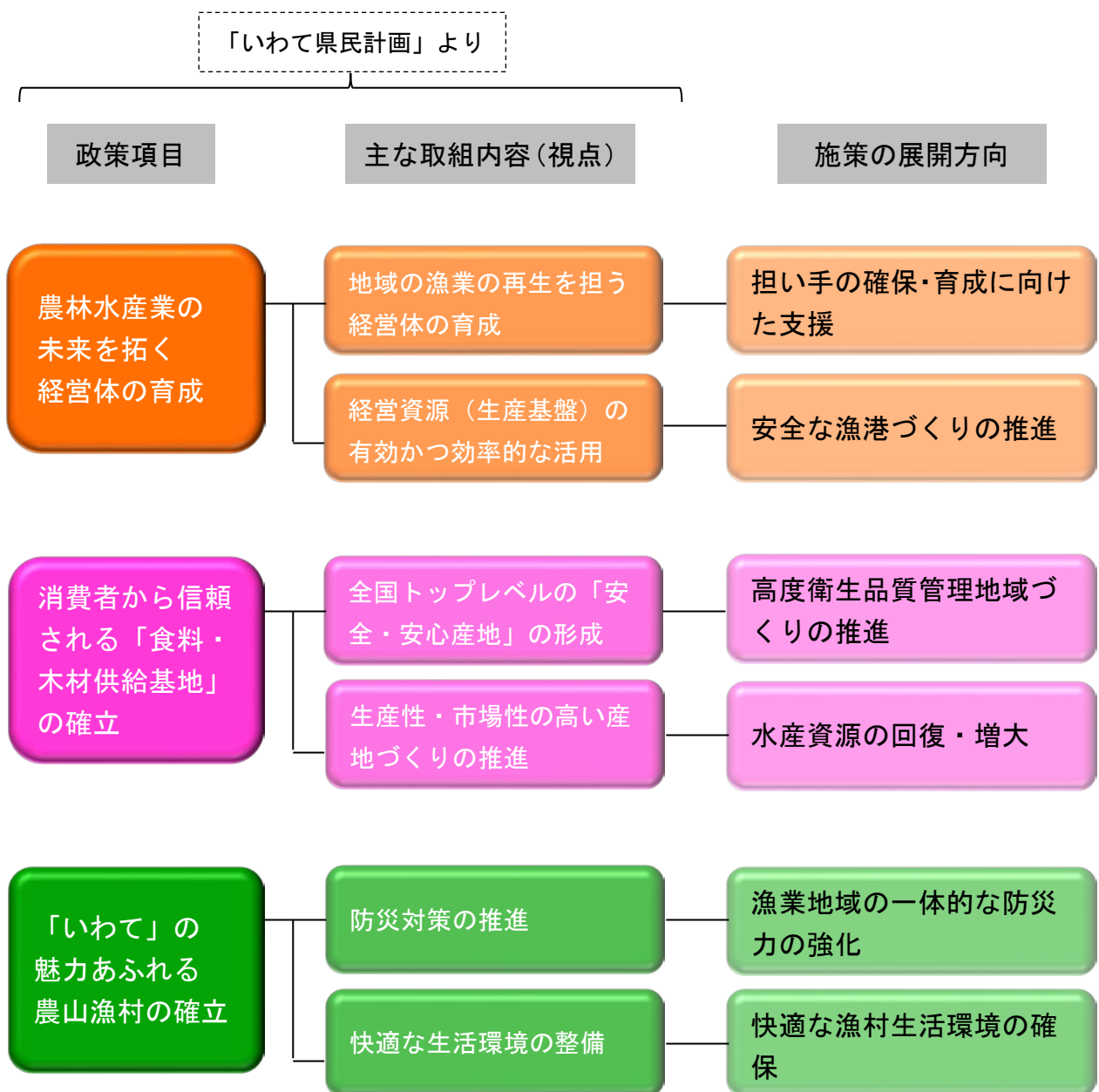
4 施策の体系と展開方向

大震災津波により、これまで整備してきた水産基盤施設が壊滅的な被害を受けたことから、現在、災害復旧事業により従前の機能を回復するよう努めています。

水産業が地域の基幹産業として、持続的に発展していくためには、被災した施設の復旧と併せ、将来を見据えた基盤整備を進めていく必要があります。

このため、「いわて県民計画」に掲げる政策の実現に向け、次の施策を展開していきます。

(1) 施策の体系



(2) 展開方向

主な取組内容における水産基盤整備の展開方向は次のとおりです。

ア 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

視点① 地域の漁業の再生を担う経営体の育成

《現状と課題》

- ・ 漁業就業者の減少や高齢化が進行していることに加え、経営規模の小さい漁業経営体が大多数を占めています。
- ・ このため、生産性・収益性の高い経営体の確保・育成等への支援が必要となっています。



《展開方向：担い手の確保・育成に向けた支援》

- ・ 地域漁業の再生に向けて沿海地区漁業協同組合が策定する地域再生営漁計画※の取組を支援していくため、漁業活動の質的向上に向けた基盤の整備

※地域再生営漁計画：地域漁業の復興に向けて、生産の中心となる担い手の位置づけの明確化や、新規就業者の受け皿づくり、共同化による生産拡大体制の構築、生産物に付加価値をつけて販売する6次産業化の取組などの戦略・戦術を盛り込んだ計画。

視点② 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用

《現状と課題》

- ・ 荒天時において、十分な静穏域が確保されていない漁港が多い中で、大震災津波により漁港施設が甚大な被害を受けました。
- ・ また、漁港施設の老朽化により生産基盤としての機能を十分に発揮できていない状況が見受けられていました。
- ・ このため、地震・津波等の自然災害発生時にも漁業活動が早期再開できるよう漁港施設の防災機能の強化を進めるとともに、老朽化が進行している漁港施設の長寿命化対策が必要となっています。



《展開方向：安全な漁港づくりの推進》

- ・ 地震・津波等の発生後においても機能が十分に発揮できるよう、漁港施設を強化
- ・ 水産物の安定供給体制を支えるため、老朽化が進行している漁港施設の機能維持

イ 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

視点③ 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成

《現状と課題》

- ・ 本県では、食の安全・安心に立脚した消費者から選ばれる産地の確立に向け、衛生品質管理の高度化を推進しています。
- ・ 沿岸市町村では、「水産物高度衛生品質管理計画」の策定を進めており、当該計画に掲げる取組の実践が必要となっています。



《展開方向：高度衛生品質管理地域づくりの推進》

- ・ 水産物高度衛生品質管理計画の推進を支援するため、必要に応じた施設の整備

視点④ 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

《現状と課題》

- ・ 本県では「つくり育てる漁業」を積極的に推進しており、磯根漁業の重要資源である、アワビ・ウニ等の種苗生産が再開されています。
- ・ 他方、大震災津波前に整備してきたアワビ・ウニ等の増殖場の一部が被災し、機能が低下しています。
- ・ このため、種苗放流による資源造成や持続的な漁業を可能とする資源管理の取組を推進しつつ、被災したアワビ・ウニ等の増殖場の復旧による機能回復が必要となっています。



《展開方向：水産資源の回復・増大》

- ・ 良好な生息環境の保全・創造に向けた基盤の整備

ウ 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

視点⑤ 防災対策の推進

《現状と課題》

- ・ 大震災津波により壊滅的な被害を受けた漁村では、市町村が主体となり高台移転や地盤嵩上げによる現地再建など安全な宅地造成を計画的に実施しています。
- ・ 他方、防潮堤の外(海)側での漁業活動を余儀なくされる漁業者等は、常に津波等の脅威にさらされている状況にあります。
- ・ このため、漁港内も含めた漁業地域全体の防災力の強化が必要となっています。



《展開方向：漁業地域の一体的な防災力の強化》

- ・ 市町村のまちづくり計画と整合した、漁港内から高台等へ迅速かつ円滑な避難経路の確保

視点⑥ 快適な生活環境の整備

《現状と課題》

- ・ 漁村の生活環境整備は、都市部等と比較して立ち遅れており、漁業集落排水施設が未整備となっている地域もあります。
- ・ このため、漁業後継者や若年就業者の定着を図りつつ、高齢者や女性にも住みよい地域づくりを進めていくことが必要となっています。



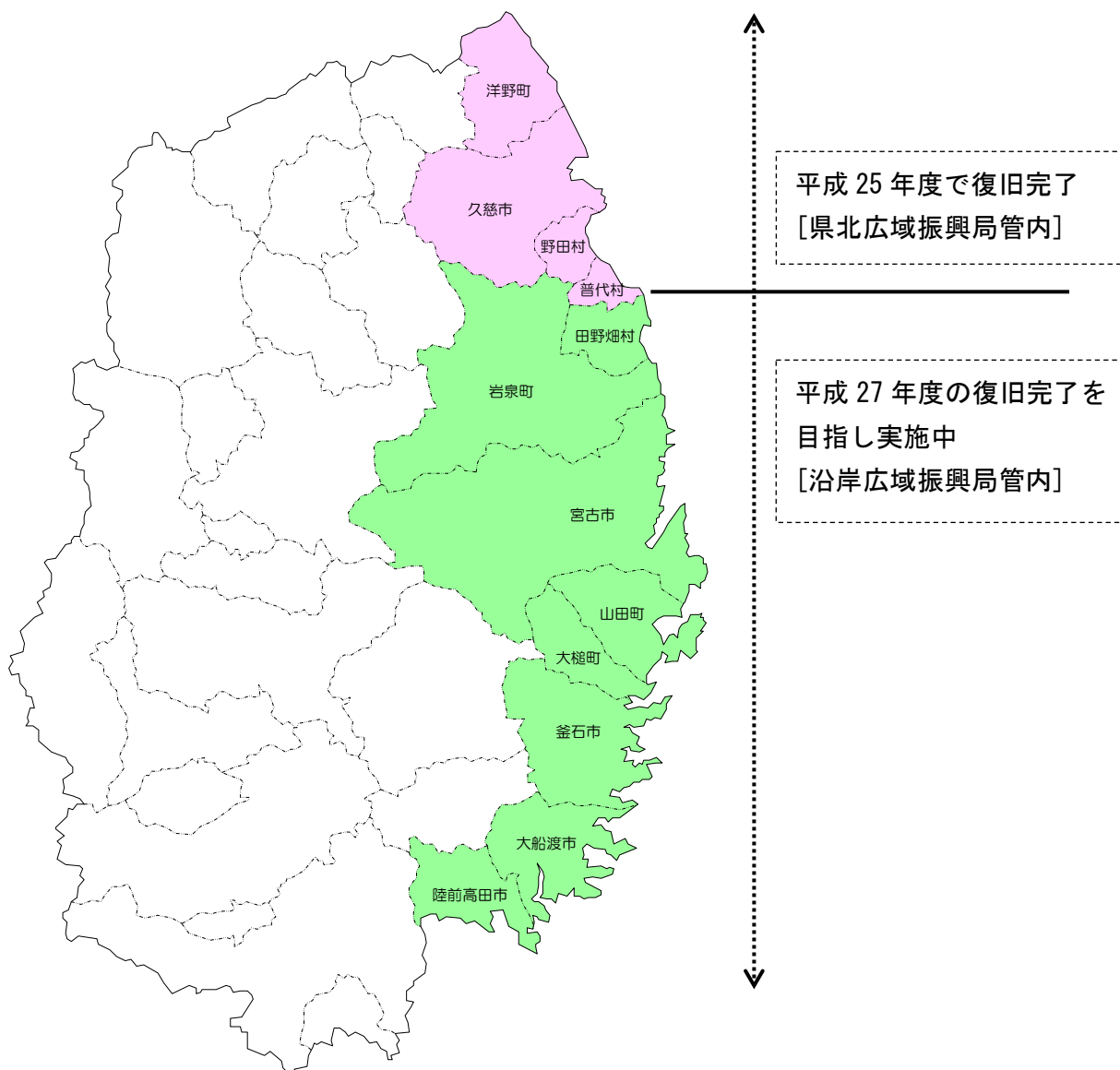
《展開方向：快適な漁村生活環境の確保》

- ・ 漁村の持続的な発展に資する生活環境基盤の整備

5 取組事項

(1) 基本的な考え方

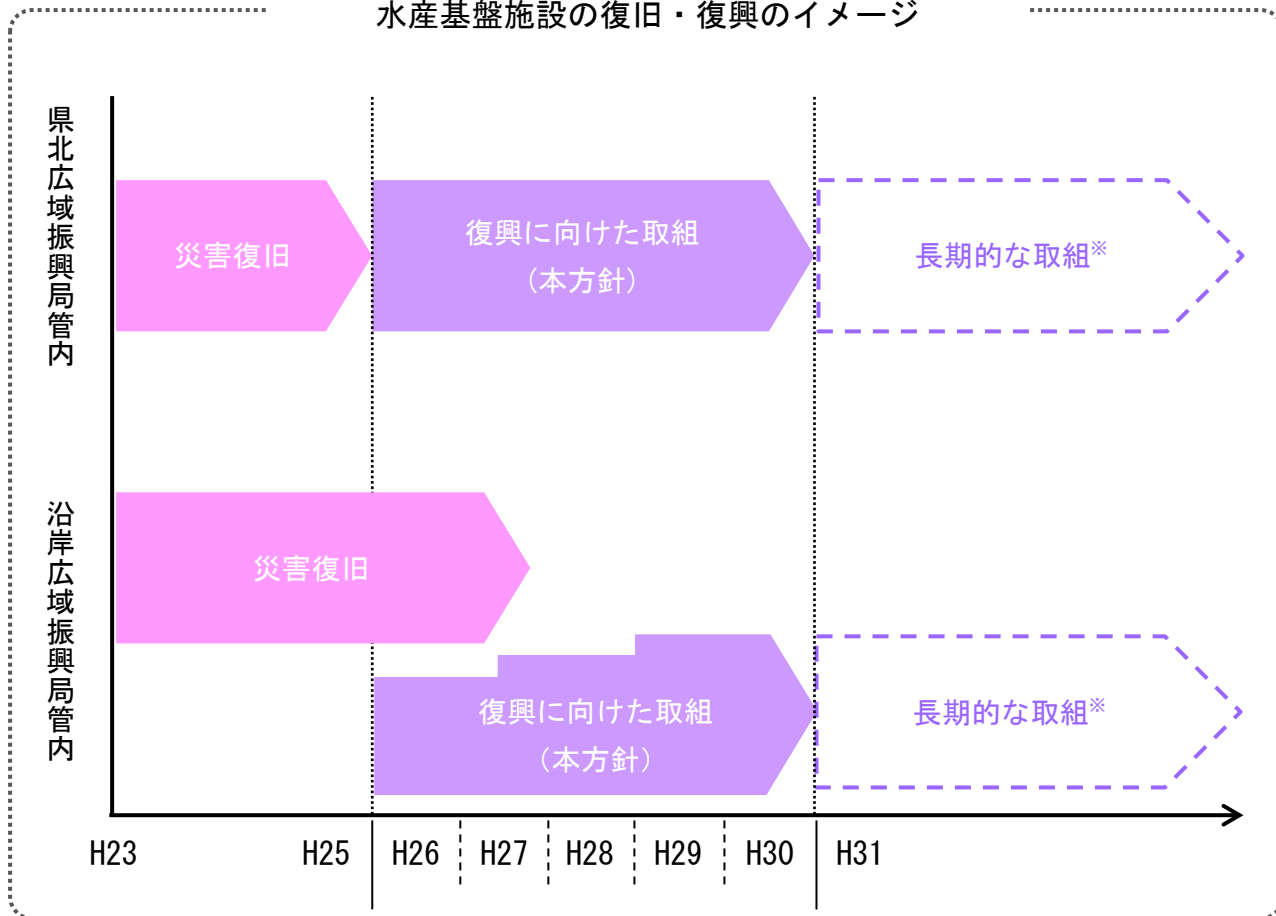
漁港施設の復旧の進捗は被害の程度で異なっており、県北広域振興局管内は平成 25 年度で完了しているものの、沿岸広域振興局管内は復旧の途上であり、平成 27 年度の完了を目指しています。



災害復旧事業の進捗により、水産基盤施設に対する地域ニーズが異なることから、前述の施策の展開方向を踏まえ、地域の実情に応じた水産基盤施設の整備が必要となっています。

このため、次のイメージ図のとおり、災害復旧事業が完了した県北広域振興局管内では、本格的な水産基盤整備に取り組み、沿岸広域振興局管内では、災害復旧を優先しながら、段階的に水産基盤整備に取り組んでいくこととしています。

水産基盤施設の復旧・復興のイメージ



※長期的な取組：平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を踏まえて検討。

(2) 取組事項

「4 施策の体系及び展開方向」及び地域ニーズに基づき、次の取組事項を推進していきます。

ア 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

- 展開方向：担い手の確保・育成の支援

■取組事項

- ・ 漁業生産の効率化・就労環境の向上

- 展開方向：安全な漁港づくりの推進

■取組事項

- ・ 漁港における防災・減災対策
- ・ 漁港施設の長寿命化対策

イ 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

- 展開方向：高度衛生品質管理地域づくりの推進

■取組事項

- ・ 漁港における衛生品質管理の高度化

- 展開方向：水産資源の回復・増大

■取組事項

- ・ 漁場生産力の向上

ウ 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

- 展開方向：漁業地域の一体的な防災力の強化

■取組事項

- ・ 漁港内からの早期避難対策

- 展開方向：快適な漁村生活環境の確保

■取組事項

- ・ 漁村生活環境の向上

※ 県北広域振興局管内では、主に、「漁業生産の効率化・就労環境の向上」、「漁港施設の長寿命化対策」、「漁場生産力の向上」に係る水産基盤整備に取り組む予定。

※ 沿岸広域振興局管内では、主に、「漁業生産の効率化・就労環境の向上」、「漁港における衛生品質管理の高度化」、「漁港内からの早期避難対策」に係る水産基盤整備に取り組む予定。

(3) 具体的な取組内容

ア 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

【漁業生産の効率化・就労環境の向上】

各漁協が策定を進めている地域再生営漁計画の着実な推進に向けた取組等と密接に連携しながら、陸揚げ作業の効率化や漁業就労環境の改善に資する施設整備を推進します。

- 地域ごとの漁獲物や漁船の陸揚げ形態にあわせた省力化施設の整備
- 漁業就労環境を改善する防風柵等の整備



【漁港における防災・減災対策】

荒天時の越波対策や耐震・耐津波対策を進めるための防波堤・岸壁等の整備を推進します。

- 荒天時においても漁港内泊地が安全に利用可能となる防波堤等の整備
- 地震・津波発生後においても漁港施設の機能を維持できるよう防波堤・岸壁等の改良整備



【漁港施設の長寿命化対策】

老朽化が進行している施設の更新・補修コストの縮減を図るため、施設の劣化や機能低下の状況を把握し、計画的な漁港施設の長寿命化を推進します。

- 老朽化の状況を踏まえた機能保全計画の策定
- 機能保全計画に基づく保全対策工事の実施



イ 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

【漁港における衛生品質管理の高度化】

平成 25 年 8 月に策定した「岩手県高度衛生品質管理基準」に基づく、産地魚市場の衛生チェック及び現場指導と併せて、高度衛生品質管理に資する施設整備を推進します。

- ▶ 高度衛生品質管理に対応した産地魚市場の整備
- ▶ 水産物流通機能の強化を支える臨港道路等の整備

産地魚市場



【漁場生産力の向上】

藻場等の保全活動と併せ、資源管理型漁業や栽培漁業等の施策と連携し、水産資源の回復・増大に資する増殖場等の整備を推進します。

- ▶ アワビ・ウニ等の資源回復・増大に資する増殖場等の整備

アワビ・ウニの増殖場



ウ 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

【漁港内からの早期避難対策】

まちづくり計画との整合を図りつつ、津波発生時において、漁港内で従事している漁業関係者の迅速かつ安全な避難を可能とする、津波避難誘導デッキ等の整備を推進します。

- 漁港内からの早期避難を支える津波避難誘導施設の整備

津波避難誘導デッキ(イメージ)



【漁村生活環境の向上】

都市部に比べ立ち遅れている漁村の生活環境の向上を図るため、新しいまちづくり計画を踏まえた漁業集落排水施設等の整備を推進します。

- 漁村の生活環境の向上に資する汚水処理施設や集落道の整備

漁業集落排水施設



6 本方針の推進に当たり配慮すべき事項

(1) 水産施策等との密接な連携

本県水産業の振興に向けて、地域再生営漁計画の実行支援をはじめとする水産ソフト施策等と連携しながら、効果的かつ効率的な施設整備等を進めていくこと。

(2) 漁港の機能分担を踏まえた重点的な整備推進

漁港は、消費者に安全安心な水産物を安定的に供給するための生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支える増殖及び養殖の拠点としての機能、自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市との交流の拠点としての機能など多岐に渡る機能を有しています。

このため、それぞれの漁港における役割を踏まえた個別の事業計画を策定し、重点的な整備を進めていくこと。

(3) 事業実施における透明性の更なる確保

地域ニーズを的確に把握するとともに、適正な需要予測や費用対効果分析、経済波及効果等に基づき、緊急性・重要性の高い地区から施設の整備を進めていくこと。

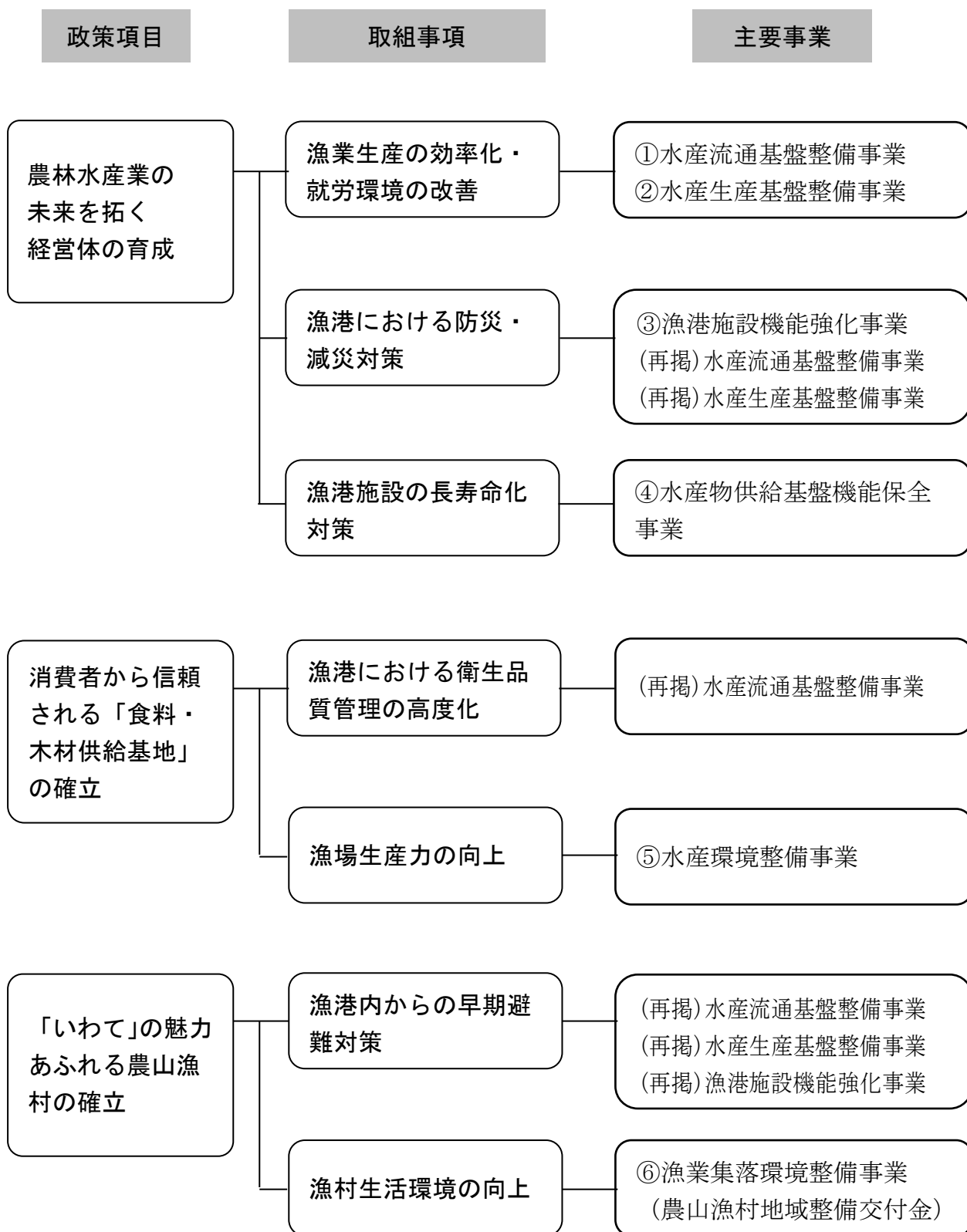
(4) コスト縮減の一層の推進

個別の事業計画の策定から設計・施工、完成後の維持管理まで、工事に要するコストの縮減の他、他事業との連携による機能の早期発現による時間的コストの低減、新たな技術開発による漁港施設等の品質向上によるライフサイクルコストの低減など、総合的なコストの縮減を一層進めていくこと。

(5) 環境に配慮した施設整備

国等による再生可能エネルギーの活用や省エネに向けた漁港のエコ化の推進にかかる調査研究の動向を注視しながら、必要に応じて地球温暖化や環境に配慮した施設整備を進めていくこと。

1 事業体系



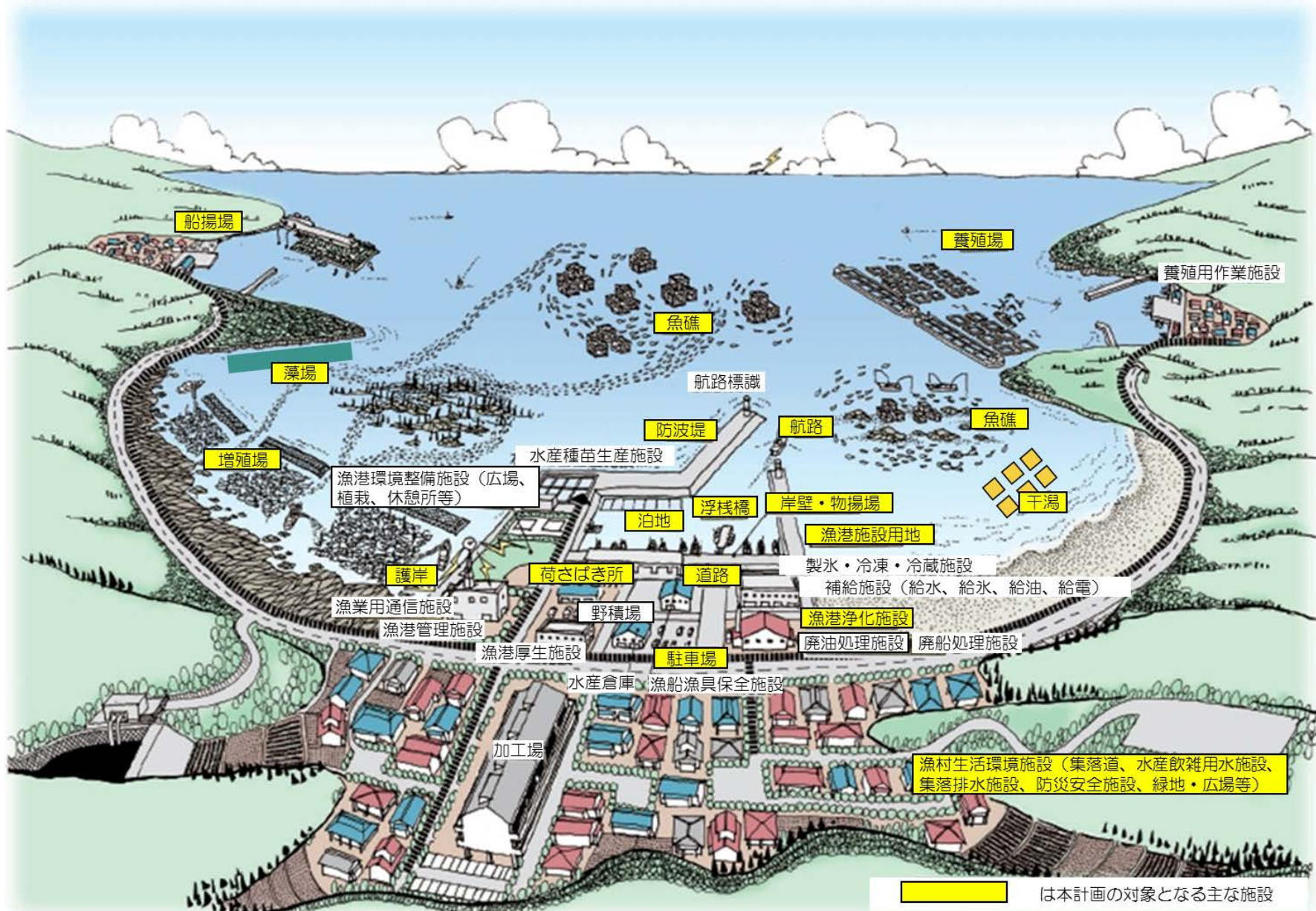
2 主な事業の概要

(平成 26 年度時点)

	事業名	事業概要	採択要件
①	水産流通基盤整備事業	水産物の流通機能の強化を図るため、基本施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設並びに漁港浄化施設の整備を行う事業	[事業費要件] 5億円を超えるもの [規模要件] 第2種漁港(利用漁船数200隻程度以上若しくは属地陸揚量5千トン以上) 第3種、第4種漁港
②	水産生産基盤整備事業	水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う生産基盤の整備並びに水域の環境保全対策を行う事業	[事業費要件] 3億円(漁港施設整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの [規模要件]※次のいずれかに該当 利用漁船数50隻程度以上 登録漁船数50隻程度以上 陸揚金額が1億円程度以上
③	漁港施設機能強化事業	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	[事業費要件] 機能診断：2千万円以上 機能強化工事：5千万円以上、20億円未満 [規模要件] 高潮や波高の増大等により被害が発生している漁港
④	水産物供給基盤機能保全事業	漁港施設の老朽化状況等を調べる機能診断の実施及び機能保全計画の策定並びに保全工事を行う事業	[事業費要件] 漁港毎に20億円未満 [規模要件]※次のいずれかに該当 利用漁船数50隻程度以上 登録漁船数50隻程度以上 陸揚金額が1億円程度以上
⑤	水産環境整備事業	水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の施設を整備する事業	[事業費要件] 3億円を超えるもの [規模要件] 受益戸数200戸以上

	事業名	事業概要	採択要件
⑥	漁業集落環境整備事業	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路や漁業集落排水施設等の整備を行う事業	[事業費要件] 3千万円以上 [規模要件] 集落人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設については100人以上5,000人以下）

3 漁港・漁場・漁村（水産基盤施設）の概念図



参考-4